

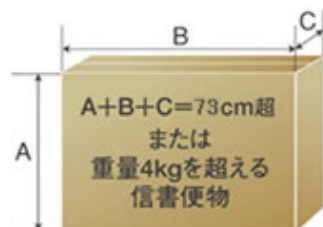
## 特定信書便事業の概要

特定信書便事業とは、大きさや配達する地域、時間など特定のサービスに限定して信書（信書と同封される信書以外のものを含む）を配達する事業のことです。次の3つのいずれかに該当する送達サービスのみを提供することについて、総務大臣の許可を受けた者を「特定信書便事業者」といいます。

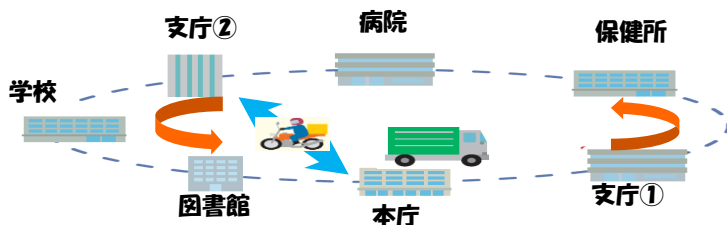
※信書については、総務省ホームページ「信書のガイドライン」をご参照ください。 [https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho\\_guide.html](https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html)

### ① 1号役務（大型信書便サービス）

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



< サービス事例 >



### ② 2号役務（急送サービス）

○本庁・支庁等の間を巡回して、又は定期的に信書便物を集配

差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するもの



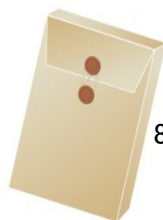
< サービス事例 >



### ③ 3号役務（高付加価値サービス）

○バイク等による配達（3時間役務）

料金の額が800円を超える信書便物を送達するもの



800円を超える料金

< サービス事例 >



○インターネット等で受け付けたメッセージ（通信文）を、装飾を施した台紙等に添付し、メッセージカード（信書便物）として配達

## 九州管内の特定信書便事業者

令和3年2月26日現在

| 県    | 福岡 | 佐賀 | 長崎 | 熊本 | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 | 計  |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|----|
| 事業者数 | 28 | 14 | 9  | 7  | 4  | 3  | 8   | 73 |